

## 税務課から

## 軽自動車税の減免



## 平成28年度は

## 必ず申請が必要です!!

下記の対象車輛をお持ちで軽自動車税の減免を希望される方は、納期限までに、役場税務課で申請をしてください。

マイナンバー制度の施行により、申請時に減免を受ける方の個人番号及び身元確認が必要になりますので、平成28年度は例年行っていた自動継続による減免を行いません。減免を希望される方は必ず申請をしてください。

なお、減免は1人につき1台限りです。また、普通自動車税の減免との重複はできません。

## ◆対象車輛

次のどちらかの要件を満たす軽自動車など

- ① 身体に障がいのある方が所有する軽自動車などで、本人または家族が運転するもの
- ② 18歳未満の身体に障がいのある方、または精神に障がいのある方と生計を同じにする家族が所有している軽自動車などで家族の方が運転するもの

※この他に、障害の等級が要件になりますので、詳しくは役場税務課にお問い合わせください。

## ◆申請期限

5月2日(月)

## ◆必要書類

- ・ 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか
- ・ 印鑑
- ・ 使用者の運転免許証

・ 申請者の「個人番号カード」もしくは「個人番号通知カード及び身元確認書類」のいずれか

## 固定資産税の縦覧・閲覧

平成28年度の固定資産税の縦覧(閲覧)期間は次のとおりです。

固定資産税の縦覧とは、納税者が所有する土地・家屋の価格が適正であるかどうかを確認するため、縦覧帳簿により他の土地・家屋の価格と比較することができるとの制度です。

## 縦覧・縦覧帳簿

◆期間 4月1日～5月31日

(土・日・祝は除く)

◆場所 税務課、各支所総合窓口室

## ◆縦覧できる方

土地または家屋を所有する納税者(課税標準額が免税点未満の方は税負担がないため、縦覧はできません。)

※土地、家屋のいずれか一方の資産を所有している方は、その資産のみの縦覧となります。

※納税管理人、同居の家族も縦覧できます。

## ◆縦覧できる内容

○土地：所在、地番、地目、地積、価格

○家屋：所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格

※所有者・課税標準額は記載されません。

## ◆縦覧に必要なもの

本人確認できるもの(納税通知書(前年度分でも可)、または運転免許証など)

## ◆手数料 無料

## ◆その他

縦覧帳簿のコピーはできません。

## 閲覧・名寄帳

## ◆期間

※閲覧期間に制限はありませんが、縦覧期間中は手数料が異なります。

◆場所 税務課、各支所総合窓口室

## ◆閲覧できる方

納税義務者、納税管理人、同居の家族

## ◆必要なもの

本人確認できるもの(納税通知書(前年度分でも可)、または運転免許証など)

## ◆手数料

縦覧期間中は閲覧料は無料

◆その他 名寄帳のコピーは1枚につき20円必要です。

## ◆問い合わせ先

税務課

☎0859-54-5208

## 門脇家住宅春季一般公開 (5月3日～7日)

テーマ “和の世界～和の心”

茅葺き屋根葺き替え工事完成を記念して長唄三味線の杵屋五司郎さんの独演会を行います。

◆日時 5月7日(土) 17時～

※予約制で先着60名限定です。

◆申込み・問い合わせ先

門脇めいこ (☎0859-53-4062)

